

三重県社会福祉審議会委員を募集します。

三重県では、県民のみなさまのご意見を福祉施策に反映するための審議機関として、三重県社会福祉審議会を設置しています。

このたび、平成29年7月1日からの新しい審議会委員を公募します。

三重県の社会福祉のあり方を行政、社会福祉関係者、学識経験者などとともに協議いただける方のご応募をお待ちしています。

- 1 **応募資格** 三重県内に在住、通勤又は通学している人で、平成29年7月1日現在で満20歳以上の方。
ただし、国及び地方公共団体の議員並びに常勤の公務員の方は、公募の対象外とさせていただきます。

- 2 **募集人員（予定）** 三重県社会福祉審議会委員 2名以内

- 3 **委員の任期** 平成29年7月1日から平成32年6月30日まで（3年間）

- 4 **委員の役割** 三重県社会福祉審議会（通常年2回開催）にご出席いただき、意見を述べていただきます。

また、同審議会の下部組織である専門分科会（民生委員審査、身体障害者福祉、児童福祉及び高齢者福祉）に所属する場合は、分科会の会議（通常年1～3回）にもご出席いただきます。

専門分科会への所属は、委員候補者のご希望や適性により県で判断いたします。

- ・会議は原則として平日昼間（約2時間程度）に開催します。
- ・報酬及び旅費については、三重県の規定に基づいて支給します。
- ・会議は公開で開催します。
- ・託児、点字翻訳、手話通訳、介助等が必要な場合はできる限り対応いたします。

- 5 応募方法 県が定める応募書に必要事項を記入し、次のテーマに関する作文（800字程度、様式は添付の用紙を使用してください。拡大コピーなどサイズを変更していただいてもかまいません。）を同封またはファイル添付のうえ、下記応募先へ持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

なお、提出された応募書と作文は返却いたしませんので、ご了承ください。

テーマ：次のいずれかを選択

1. 社会福祉全般 2. 児童福祉 3. 高齢者福祉
2. 身体障がい者福祉 5. 知的障がい者福祉

- 6 応募書の入手先 県庁4階健康福祉部健康福祉総務課、各保健所、各社会福祉事務所、各市町福祉担当課、各市町社会福祉協議会等で配布しています。また、下記ホームページからも入手できます。

- 7 応募の締切 平成29年5月23日（火）必着

- 8 応募先及び
問い合わせ先 〒514-8570 三重県津市広明町13
三重県健康福祉部健康福祉総務課（担当：田宮・南濱・寺）
TEL：059-224-2238
FAX：059-224-2275
E-mail：kenfuku@pref.mie.jp

応募書の入手など、委員募集についての詳しい情報を掲載している社会福祉審議会ホームページには下記の手順でお入りください。

「三重県ホームページ」(<http://www.pref.mie.lg.jp/>)

- > 上段右側にある「組織・業務」内の「県庁の組織一覧」
- > 「健康福祉部」> 「健康福祉総務課」
- > 「社会福祉審議会に関すること」

(<http://www.pref.mie.lg.jp/KENFUKU/HP/41744021269.htm>)